

令和 8 年度

「生産技術力向上（カイゼン活動）アドバイザー派遣」  
支援対象企業  
【募集要項】

令和 8 年 2 月

広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

# 「令和8年度 生産技術力向上（カイゼン活動）アドバイザー派遣」支援対象企業 募集要項

## 1 概 要

### (1) 目的

本事業では、広島広域都市圏<sup>(※1)</sup>内の自動車関連企業<sup>(※2)</sup>を始めとするものづくり企業<sup>(※3)</sup>に、生産技術に関するアドバイザーを派遣し、生産上の問題を明らかにして、要因分析や対策立案などのカイゼン活動に取り組むことで、生産技術力の向上を支援することを目的としています。

については、本事業に取り組む意欲のある企業を募集します。<sup>(※4)</sup>

#### (※1) 広島広域都市圏

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市  
市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北  
広島町、大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町

#### (※2) 自動車関連企業

自動車メーカー やサプライヤと部品供給、部品加工、製品開発等の取引関係のある  
企業

#### (※3) 従業員規模20人～300人程度の企業を想定

(※4) 本公募は、令和8年度予算成立を前提として実施するものであり、事業開始は令和8年  
度となります。また、今後内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承く  
ださい。

### (2) 募集対象者

対象者は、次のアからウに掲げる要件のいずれにも該当するもの（10社）とします。（うち  
自動車関連企業6社程度）

ア 広島広域都市圏に主たる事業所を有するものづくり企業

イ 経営者や今後経営を担う可能性のある若手幹部等が年間を通して活動に参加できるもの

ウ 法人又はその役員が次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当しないもの

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号  
に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴  
力団員」という。）

(イ) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公  
表が現に行われている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

なお、本事業の対象者は、従業員規模が20人から300人程度の企業を想定していますが、当該規模に当てはまらない企業を除外するものではありません。

### (3) 支援内容

支援対象企業に製造業や生産技術の専門知識を有する者（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、企業の現状分析、課題設定、課題解決のための取組などに助言及び指導を行うとともに、支援対象企業全体（以下「グループ」という。）で行う活動（視察）を企画・実施します。

なお、支援を行う際は、本市職員の他、広島広域都市圏の自治体職員等の行政関係者が同席することがあります。

具体的な支援内容は、次のとおりです。

#### ア 個別企業への支援（1ヶ月に1回程度訪問）

##### (ア) 企業の課題解決に資する個別訪問等による助言・指導等

個々の支援対象企業が以下①～④の活動に取り組むことができるよう、企業の実情に応じて適切な助言及び指導を行います。

- ① 企業の問題の明確化（現状把握及び目標設定）
- ② 要因分析と課題抽出
- ③ 解決策の立案と効果検証
- ④ 解決策の定着化と歯止め

##### (イ) 人材育成計画の作成（5社程度）

(ア)により取り組むこととなった課題解決に主体性をもって取り組む企業風土を醸成するため、当該課題解決に取り組む組織または担当者1名程度を対象とした人材育成計画を作成します。

#### イ グループへの支援

グループに共通する課題の解決に向けた情報収集等のため、最適な先進ものづくり企業の工場等の視察を行います。

### (4) 支援の実施方法

製造業や生産技術の専門知識を有する者をアドバイザーとして派遣することが可能な団体へ委託して実施します。

### (5) 費用

アドバイザーによる支援や先進ものづくり企業の視察への参加は無料です。

ただし、先進ものづくり企業の視察にかかる旅費等その他の費用については、自己負担となります。

#### (6) 発表会への参加

支援対象企業全ての個別支援完了後、本事業の発表会を開催します。支援対象企業から本事業での取組内容や成果を発表していただきますので、あらかじめご了承ください。

また、発表会で用いた資料等については、支援対象企業の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等、公にすることが不適切な情報を除いた上で、本事業の成果物として広報等に使用させていただく場合があります。

#### (7) 秘密保持の取扱い

本市職員には、地方公務員法第34条にある「秘密を守る義務」が課されています。これは、当事者間の秘密保持契約より優先されるため、本事業は本市との秘密保持契約を締結することなく実施することをご理解ください。

### 2 申込の手続き

参加申込書を記入の上、以下の申込先に提出してください。

#### 【注意事項】

※ 書類の返却はいたしかねます。

※ 上記の書類の他にも必要な書類の提出やヒアリングを求める場合があります。

#### 【申込先】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

電話：082-504-2238 FAX：082-504-2259

E-mail：chiikisangyo@city.hiroshima.lg.jp

受付期限：令和8年4月10日（金）必着

4月10日までに募集企業数（10社）に満たない場合、募集を継続します。

4月11日以降の募集状況は、以下問合せ先にお問合せ下さい。

### 3 支援対象企業の決定

申込書を受理後、必要に応じて企業訪問を行い、申込内容や過去の本市による支援の活用実績等を踏まえて、令和8年4月以降に支援対象企業を決定します。

なお、支援対象企業数が10社に満たない場合、受付期限後も隨時募集を継続します。

また、企業の課題の内容が本事業の委託先において助言及び指導できない場合は、支援をお断りする場合があります。

#### 4 問合せ先

広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

電話：082-504-2238 FAX：082-504-2259

E-mail : chiikisangyo@city.hiroshima.lg.jp